

総行行第369号
令和3年10月19日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す」とされたとのことです。これは、内閣府規制改革推進会議において、事業者が複数の地方公共団体に対する競争入札参加資格審査申請書の作成に当たって、各地方公共団体の当該申請書の記載項目が異なるものとなっていることから、事業者の大きな負担となっている等の指摘があったことを踏まえたものです。

同閣議決定を踏まえ、総務省においては、各省庁が共通で定めている競争入札参加資格審査申請書の様式を基に、各地方公共団体において活用されることを目的として、地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書の標準項目（以下「標準項目」という。）を取りまとめ、当該項目を掲げる様式の例（以下「標準様式」という。）を作成しましたので、別添のとおり送付します。

各地方公共団体において、標準項目又は標準様式を活用することは、事業者の事務負担の軽減に資することはもとより、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加を容易なものとするにより最適な事業者の選定に寄与することや、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、貴職におかれては、下記事項に留意の上、標準項目等を積極的に活用されるようお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、競争入札参加資格審査申請を対面や郵送により受け付けている場合には、こうした手続の方法を見直し、電子化・オンライン化することについて検討をお願いいたします。

また、都道府県にあっては、区域内の市区町村に対しても、本通知の周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 標準様式及び添付資料等の概要

(1) 標準様式及び添付資料

標準様式及び添付資料は、以下のとおりとしたこと。

なお、共通資料とは、全ての地方公共団体が提出を求める資料をいい、選択資料とは、各地方公共団体が必要に応じて提出を求める資料をいうこと。

① 建設工事に係る入札参加資格審査申請

(共通資料)

様式1 共通様式

様式2-1 又は様式2-1' 競争参加資格希望工種表

(選択資料)

様式2-2 営業所一覧表

総合評定値通知書の写し

納税証明書

委任状

② 測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請

(共通資料)

様式1 共通様式

様式3-1 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表

(選択資料)

様式3-2 営業所一覧表

登記事項証明書

登録証明書等

財務諸表類（1年分）

納税証明書

委任状

③ 物品製造・役務の提供等に係る入札参加資格審査申請

(共通資料)

様式1 共通様式

様式4-1 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表

(選択資料)

様式4-2 営業所一覧表

登記事項証明書
財務諸表類（1年分）
納税証明書
委任状
減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

(2) その他の資料

標準様式の外、以下の資料を作成したこと。

① 記載要領

標準様式の記載方法や留意点及び添付資料の内容についてまとめたもの。

② 追加項目等一覧

各地方公共団体において、申請項目や添付資料を追加する場合に、追加する項目名や添付資料名等を取りまとめて記載し、公表する様式。

③ 入力フォーム例

各地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請システムを導入するに当たって、参考となる入力フォームのレイアウト例。

2. 標準様式及び記載要領

標準様式及び記載要領については、多くの省庁が採用している中央公共工事契約制度運用連絡協議会で申し合わせをしている統一様式や物品製造等の全省庁統一資格に係る申請書様式の項目を参考とし、地方公共団体等の意見を踏まえて作成したものであること。

標準様式等の作成趣旨を踏まえ、標準様式及び記載要領（別紙1～5を除く。）については、各地方公共団体において変更を行わず、申請項目や添付資料を追加する場合には、3.により対応し、申請項目の一部を使用しない場合には、4.により対応すること。ただし、記載要領の別紙1～5については、各地方公共団体において作成すること。

なお、記載要領では、添付資料について、書面ではなくデータによる提出を可能とするよう、官公署が行った証明資料については、写しによることができる取扱いとしたところであり、標準様式とともに添付資料についても、データによる提出を受け付ける対応とすることが望ましいこと。

3. 申請項目及び添付資料の追加

各地方公共団体において、地域の実情に応じた審査を行うために追加項目や追加添付資料を求める場合には、標準様式は変更せず、標準様式とは別の任意の様式を当該団体において追加することとし、追加項目の記載方法については、標準様式の記載要領とは別の任意の様式で定めることとされたいこと。なお、追加項目及び追加添付資料は、申請者の負担軽減を図る観点から、必要最低限のものとするよう留意されたいこと。

また、申請項目又は添付資料を追加する場合には、「追加項目等一覧」の様式に、追加する

項目（添付資料）名、項目（添付資料）の説明、法人及び個人の別及び追加する理由等を記載し、ホームページ等で公表すること。

4. 申請項目の一部を使用しない場合の対応

標準様式を用いるに当たり、申請に必要がないと判断する項目がある場合には、各地方公共団体において、当該項目への記載が不要であると記載要領に記述すること。また、様式2-1又は様式2-1'のうち、使用しない様式については削除すること。

5. 押印の見直し及び手続の電子化・オンライン化の検討

標準様式においては、押印欄を設けないこととしたこと。また、標準様式の項目を反映して、競争入札参加資格審査申請システムを導入するに当たっては、その入力フォームとして、別添「入力フォーム例」が参考となること。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、行政手続の電子化・オンライン化に係る取組が進められているところ、こうした取組は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現に資することから、各地方公共団体においても、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）や「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日内閣府）を参考に、競争入札参加資格審査申請書に加えて、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組んでいただきたいこと。

6. 標準項目等への切替えの時期

各地方公共団体においては、申請者の負担軽減を図る観点から、標準項目等に速やかに切り替えることが望ましいこと。

なお、既存の競争入札参加資格審査申請システム等の改修経費が過大となる地方公共団体においては、当該システム更新の際に対応することも考えられること。

7. フォローアップ調査の実施

各地方公共団体における標準項目等の活用状況や活用に向けた検討状況及び追加項目の設定状況等について、令和4年度にフォローアップ調査を行うことを予定していること。

8. 標準様式等のホームページへの掲載

本通知、標準様式（Excel形式）及び記載要領等については、総務省ホームページ（以下URL参照）に掲載するので、各地方公共団体においては、事業者等への周知や標準様式等の活用にご利用されたいこと。

（掲載URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html